

賃上げに取り組む中小企業者向け 融資制度の御案内 【中小事業者賃上げ応援資金】

概要

一定以上の賃上げに取り組む中小企業の皆さまを対象に、持続的な賃上げに向けた原資確保の取組に対する資金を円滑に供給するための融資です。

融 資
利 率
(変動金利)

年 1.36%

融 資
限度額

3千万円

資 金
使 途

運転資金、設備資金

融 資
期 間

7 年以内(運転資金)
10 年以内(設備資金)

※いずれも据置1年以内を含む

保 証

保証協会の保証が必要

保 証
料 率

年 0.11~0.48%(9区分)の範囲内で保証協会が決定

融資対象者

賃上げに取り組む事業者のうち、次のいずれかに該当する中小企業者等

- ・ 令和5年4月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受けた者
- ・ 県の賃上げ支援補助金※に係る計画認定を受けた者

※(賃上げ補助金の例)「賃金アップ環境整備応援補助金」「物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」「持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」等

- ・ 令和5年10月以降の3%以上の賃上げ実績を証明した者

申込
窓口

各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会、金融機関 等
各機関窓口にて「中小企業賃上げ応援資金」についてお尋ねください。

お問い合わせ窓口

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249

E-mail / kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

ウェブページ / <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1386094.htm>

